

郡上ひるがのジュニアスキークラブ(郡上ひるがのJrSC)規約

(名称)

第1条

本クラブは郡上ひるがのジュニアスキークラブ(郡上ひるがのJrSC)と称す。

(目的)

第2条

スキー競技を通して、心身ともに健康で調和のとれた、青少年の育成を図るとともにスキー技術のレベルアップ、多くの競技者との交流を深めることを目的とする。

- (1) ジュニアスキーの技術向上、体力のレベルアップを図る。
- (2) 日常生活、学校生活、学習との両立を前提とし、自分の目的をもち、スキーができる環境への感謝の気持ちをもたせ、心身ともにバランスのとれた育成を図る。
- (3) 多くの競技者と交流し、そこでの礼儀、マナーや感謝の心をもった豊かな人間性を培う。

(活動)

第3条

クラブの目的を達成するため、練習会(雪上、コンデショントレーニング等)を行い、各競技会に参加する。

(会員)

第4条

クラブ会員は、県内の小学生、中学生および、クラブの目的に賛同する者とする。

第4条-1

クラブ会員への入会は、本規約に同意の上、別に定める入会申込書にて申し込み、入会金の納入をもって入会とする。

(運営機関)

第5条

クラブの運営のため次の機関を置く。

第5条-1

(1) 役員会

本クラブの、次の事項を審議・決定する。

- (イ) 規約の制定および改定に関すること
- (ロ) 予算及び決算に関すること
- (ハ) 事業計画(トレーニング、競技会)に関すること
- (ホ) その他必要事項と思われること

(2) 総会

本クラブの役員選出及び役員会決議事項の承認を行う。

総会は、クラブ会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

総会の議長は、クラブ会長が議長となる。

総会の議決は、会員の2分の1以上が出席し、その過半数をもって決する。

第5条-2

役員会は適宜、および総会は年一回開催し、会長がこれを召集する。

(役員)

第6条

本クラブは次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 中学部長 | 1名 |
| (3) 小学部長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監査役 | 2名 |

第6条-1

役員任期は1年間とする。ただし、再任は妨げないものとする。

役員に欠員及び変更が生じた場合は必要に応じて役員会で補充し、任期は前任者の残留期間とする。

第6条-2

役員職務

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 会長 | 会の運営、スキー場、コーチ、スキー連盟等各機関との連絡調整を行う。 |
| 中学部長 | 中学生における選手登録、大会申し込み(保険加入含む)を行う。 |
| 小学部長 | 小学生における選手登録、大会申し込み(保険加入含む)を行う。 |
| 会計 | クラブの会計、庶務、スポーツ傷害保険加入を行う。 |
| 監査役 | 監査役は、会の活動および財産の状況を監査する。 |

(会計)

第7条

本クラブの会計は、入会金・年会費・助成金、寄付金をもってあてる。

第7条-1

本クラブの入会金は、1名につき3,000円とし、入会時に納入する。

本クラブ会費は年間以下の金額とし、毎年6月末日までに納入する。

年会費	中学生	10,000 円	(1人当たり)
	小学生	8,000 円	(1人当たり)

第7条-2

年会費の他、練習に必要な大会遠征費、備品等の費用が必要な場合は別途徴収をする。
上記の事例が発生した場合は、小額(10,000円未満)の場合を除き、役員会で協議の上決定し、臨時総会を開催し承認を得る。

第7条-3

決算はその会計年度終了後2ヶ月以内に監査を終えて総会の承認を得る。

第7条-4

本クラブの会計年度は6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第7条-5

本クラブに納入された入会金、会費は一切返却しない。

(指導者謝礼金)

第8条

指導者への謝礼金は、協議のうえ、役員会で決定する。

(その他)

第9条

この規約に疑義を生じた時、又はこの規約に規定しない事項が生じた場合は役員会で決定する。
ただし、規約の変更等重要な事項については、臨時総会を開催し承認を得る。

平成26年 8月 1日改正

平成27年10月 1日改正

< 尊 守 事 項 >

- ① 本クラブの練習、競技会への参加、送迎に関して一切の事項については、全て保護者の責任のうえ参加すること。
- ② 本クラブ全ての会員は、クラブが指定するスポーツ傷害保険に加入しなければならない。
- ③ 練習中は、必ずヘルメット、ゴーグル、バックプロテクターを装着すること。
- ④ 練習中、競技会中の負傷については現地での応急のみとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- ⑤ 競技会へは、シーズン中に2回以上は参加すること。